

令和7年11月吉日

私費外国人留学生入試合格者 各位

山口大学情報学部

情報学部からのご案内について

合格おめでとうございます。

このたびは、入学までの手続き等に関するご案内をお届けいたします。

次ページ以降に、日本に入国するために必要なビザの申請手続き等に係るお知らせなどを載せていますので、必ず確認してください。

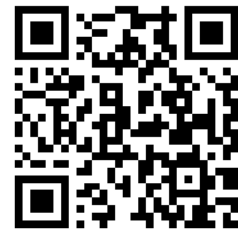
また、「入学の手引」の「Ⅲ 入学準備編」でご案内しております各種手続（学研災等各種保険の加入手続、各学部等の後援会・同窓会などの加入手続、学生自治団体への加入・賛助など）は、次の入学準備サイト（Vsign）で行うことができます。「入学の手引」及び本お知らせをご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

また、お手続きに関してご不明な点、ご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

●入学準備サイト（Vsign）には次の URL 又は QR コードからアクセスが可能です。

URL : <https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai>



【お問い合わせ先】 山口大学情報学部入試担当係

〒755-8611 宇部市常盤台 2-16-1

電話番号 : (0836) 85-9009

FAX : (0836) 85-9019

E-mail : en304@yamaguchi-u.ac.jp

令和7年11月4日

私費外国人留学生入試合格者 各位

山口大学情報学部

安全保障輸出管理に関する申告書の提出について

このたびは、合格おめでとうございます。

私費外国人留学生入試に合格された皆様は、「安全保障輸出管理に関する申告書」の提出が必要です。

「安全保障輸出管理に関する申告書」を印刷し、署名の上、下記の提出先まで郵送にてお送りください。

記

〔提出期間〕 2025年11月19日（水）～12月2日（火）

〔提出先〕 〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1
山口大学工学部学務課入試係

問い合わせ先

山口大学情報学部入試担当係

TEL: 0836-85-9009

E-MAIL: en304@yamaguchi-u.ac.jp

学生の方へ、経済産業省からのお知らせ

国際平和・安全の維持のための技術管理制度 について

令和3年11月

経済産業省 貿易管理部

本資料は、日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が令和4年5月1日から見直されることについて、ご理解いただくことを目的として用意されたものです。その他の国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般（外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の全般）に関しては、P3に掲載した参考資料等を参照してください。

国際平和・安全の維持のための技術管理制度の運用が見直されます

- 日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が、令和4年5月1日から見直されます。
- 皆様が所属する**大学は、所属学生等が次ページに該当する場合、技術提供を行うに当たって、経済産業省（経産省）の許可の取得が必要となる可能性**があります。

学生の皆様にご理解いただきたいこと

- 学生の皆様が次ページに該当する場合には、大学が技術提供にあたって経産省への許可申請の要否を検討することがあります。その結果、技術提供がすぐに実施されない場合があります。
- また、経産省が、大学からの申請について、国際平和・安全の維持の観点から不許可とする場合、結果的に大学からの技術提供が行われない場合があります。
- これは、大学が、今回の制度の運用見直しを受け、法令遵守の目的で行うものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

ここでの「技術提供」とは、大学において、研究指導、授業、会議、打合せ、実験装置の改良、開発等を通じて、国際平和・安全を脅かす可能性のある技術を大学が学生に提供する事を指します。

大学が学生に対してすぐに技術提供を行えない可能性がある場合

- 学生の皆様が以下の場合に該当する場合、大学がすぐに技術提供を行えない可能性があります。これは、国際平和・安全の維持の観点で、技術を提供する際に審査が必要と考えられる場合を典型的にまとめたものであり、**該当することをもって、ご自身に安全保障上の懸念があるとみなされるものではありません。**

① 外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合

例①：大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※の従業員としての籍を残している

例②：学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業※の経営に参画している

※いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません

② 外国政府などから経済的利益を受けている場合

例①：外国政府から多額の留学資金の提供を受けている

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている

③ 外国政府等の指示の下で行動していると考えられる場合

例：日本における行動に関し外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている

問い合わせ先

- ご不明点がある場合は、大学内の輸出管理担当にご相談いただくか、下記の経産省の窓口までご連絡ください。
- 制度の詳細にご関心がある方は、参考資料をご覧ください。

相談窓口

安全保障貿易管理課：minashi-QA@meti.go.jp

<参考資料：国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般>

「輸出管理への入門」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第3版」 ※今後第4版を公表予定

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

<参考資料：今回の運用見直しに関して>

- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

年 月 日

安全保障輸出管理に関する申告書

(所属部局長) 殿

所属 _____ 学部・研究科
氏名 _____ (署名)

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私は、

- ☐ 裏面の①に該当します。
- ☐ 裏面の②に該当します。
- ☐ 裏面の①及び②に該当します。
- ☐ 裏面のいずれにも該当しません。なお、今後新たに特定類型に該当することとなった場合には報告します。

また、貴学への入学(受入・採用)に際し、下記の事項について確認しました。

- 1 次のいずれかに該当する場合には、指導教員(所属部局)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び在学(受入期間・在職)中は貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。
 - 一 研究上の技術情報を外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを在学(受入期間・在職)後に提供することが明らかとなった場合
 - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを輸出することが明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等)、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

(裏面へつづく)

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
- （イ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
- （ロ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

※ 「特定類型」については、

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

の4頁を参照してください。



入学試験合格者へ学生係からのお知らせ

2025 年 11 月吉日

工学部学務課学生係

この紙を受け取られた皆さん、この度は合格おめでとうございます。
山口大学への入学に際し、あらかじめ皆さんにビザの申請について簡単にご説明いたします。

日本に入国するためにはビザの申請が必要となります。本来はビザの申請から受け取りまでに長期間（1 か月以上）かかりますが、申請の時に「在留資格認定証明書」を提示することで、申請から受け取りまでにかかる時間を短くすることができます。

「在留資格認定証明書」は山口大学が皆さんの代わりに日本の出入国在留管理局で交付の手続きを行います。証明書が交付された後、皆さんへ証明書を送付しますので、自国にある日本公館でビザを申請してください。

在留認定資格認定書の交付を希望する方は、以下の書類等 1~5 を入学手続期間内にメールにて提出してください（提出先は次ページに記載）。

1 在留資格認定証明書交付申請書記載事項届（※）

2 各種確認書（※）

（※）12 の様式については、入学手続期間までに「3.入学者へのお知らせ」私費外国人留学生入試に掲載されている各様式をダウンロードの上、必要事項を記入し提出してください。

3 顔写真（縦:横=4:3 の jpg 画像又は縦 4cm×横 3cm の写真）

- ・鮮明で 3 ヶ月以内に撮影されたものを提出してください。
- ・背景は白又は青もしくは灰色で無地にしてください。

4 パスポートの写し（顔写真及び氏名が記載されたページ）

5 預金残高証明書

- ・銀行に発行してもらったものを提出してください（写しでも構いません）。
 - ・親など本人以外の経費負担者の名義で、120 万円以上残高があるものを提出してください。
- また、その名義人との関係を公的に証明する書類を必ず添付してください。なお、職歴があ

る方については,本人名義のものでも構いません。

・英語以外の言語を使用している証明書の場合は,日本語訳を添付してください。

《メール提出先》 en302@yamaguchi-u.ac.jp

※メールの件名は「在留資格認定証明書交付申請書類送付」としてください。

5.住居について

国際交流会館(留学生寮)等の住居について,以下に記載のホームページ

閲覧できます。国際交流会館(留学生寮)への入居を希望する場合は,入居申請書をダウンロードし,所定の手続きを行ってください。

URL:<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/isc/candidates/dormitories/index.html>

(留学生センターホームページ)

男子寮の募集は以下に掲載があります。

https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/gaku-seikatsu-useful-information/residence/gakuseiryuu/index.html#ryou_bosyuu_guidance

★入国に関することや、学生生活についての質問は…★

山口大学工学部学務課学生係

en302@yamaguchi-u.ac.jp

2025 年 11 月吉日

山口大学情報学部情報学科へ入学される皆様へ

ノートパソコンに関するお知らせとお願い

情報学部設置準備委員会委員長 福士 将

推奨ノートパソコン選定委員 黒川 陽太

合格おめでとうございます。いかがお過ごしでしょうか？

情報学科では、原則として、学部生と大学院生は（在学中は）、学科で定めた仕様を満たすノートパソコンを所持して授業等で使用するという規則を定めています。2026 年度入学者向けのノートパソコンの仕様は、以下の Web ページに 2026 年 1 月中旬以降に掲載されます。

<http://www.csse.yamaguchi-u.ac.jp/takers/gakka-pc/>



入学時までにはこの仕様を満たすノートパソコンを準備してください。準備の方法は別紙の「ノートパソコン所持のお願い（重要）」を参照してください。

ご不明な点など御座いましたら、担当教員の黒川（E-mail: ykurokawa@yamaguchi-u.ac.jp）までお問い合わせ下さい。

令和7年11月吉日

保 護 者 各 位

山口大学工学部教育後援会長

佐 野 真 千 子

教育後援会への入会について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、山口大学工学部教育後援会は「家庭との連絡を密にし、工学部の発展を助け、学生教育の成果を挙げることを目的として、側面から学部及び大学院の発展に寄与すべく諸事業を行うために組織しているものであり、ご入学される学部学生並びに大学院学生の保護者の皆様に新たに会員としてご加入いただくこととなっております。

本会の具体的な事業といたしましては、「学生指導支援」、「就職活動支援」、「卒業・修了時の記念品贈呈」、「課外活動に対する援助（各種サークル等、大学祭、学友会等）」及び「種々の学生教育活動の支援」等がございます。

つきましては、出費多難のおり誠に恐縮ではございますが、入学・進学のお手続きとあわせて、別添の会則第11条に定める教育後援会費を、手続きサイト「Vsign」（外部サイト）にて納入ください。

入学準備に必要な各種手続は山口大学生協に委託しております。詳細は入学の手引Ⅲのほか、こちら< <https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai> >からご確認ください。

末筆ではございますが、今後とも、本会の運営にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

（会費一覧）

	会 費
学部入学生	20,000円
学部3年次編入学生	10,000円
大学院 博士前期課程入学生	10,000円
大学院 博士後期課程入学生 （本学博士前期課程からの進学者含む）	15,000円

*添付の「山口大学工学部教育後援会会則」は令和8年4月1日に「山口大学工学部及び情報学部並びに大学院創成科学研究科（工学系）教育後援会会則」として改正する予定であることを申し添えます。

*本件に関するお問合せは、工学部会計課長（電話(0836)85-9092）へお願いします。

山口大学工学部教育後援会会則

第1条 本会は、山口大学工学部教育後援会（以下、「本会」という。）と称し、山口大学工学部学生（以下、「学部学生」という。）及び山口大学大学院創成科学研究科学生（工学系）（以下、「大学院生」という。）の保護者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2条 本会は、事務局を山口大学工学部（以下、「本学部」という。）内に置く。

第3条 本会は、本学部と家庭との連絡を密にし、学部の発展を助け学生教育の成果を挙げることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 本学部と家庭との緊密化
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 学生教育上必要な援助
- (4) 就職活動の援助
- (5) その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長各1名
- (2) 顧問1名
- (3) 理事若干名（学内理事を含む。）
- (4) 監事2名
- (5) 幹事若干名

2 役員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (2) 理事及び監事は、候補者として立候補の届け出を行った会員の中から選出し、役員会において承認を得る。ただし、立候補により候補者が得られない場合は、事務局が候補者を選出し、役員会において承認を得る。
- (3) 顧問及び学内理事は本学部教員の中から、幹事は本学部事務職員の中から選出し、役員会の承認を得る。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、総会及び役員会に参与する。
- (4) 理事は、本会の事業を掌理する。
- (5) 監事は、会計の監督にあたる。
- (6) 学内の顧問及び理事は、会務の執行に参与する。
- (7) 幹事は、庶務、会計の任にあたる。

第8条 会議は役員会とし、毎年1回開く。ただし、必要が生じたときは臨時で開催することができる。

2 総会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

第9条 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算及び予算に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 役員（理事、監事）の選出に関する事項
- (4) その他会務に関し必要な事項

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 11 条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

(1) 学部学生の会費は、20,000 円（ただし、3 年次編入学生については、10,000 円）、大学院生の会費は、博士前期課程 10,000 円、博士後期課程 15,000 円とし、入会時に一括納入する。

(2) 寄附金

(3) 雑収入

第 12 条 本学部教育施設拡充等のため必要があるときは、一般業界等より寄附を募集することができる。

この場合の会計は、特別会計として処理する。

第 13 条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 35 年 11 月 15 日から施行する。

この会則は、昭和 36 年 10 月 28 日から施行する。

この会則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 50 年 4 月 21 日から施行する。

この会則は、昭和 55 年 6 月 7 日から施行する。

この会則は、昭和 59 年 6 月 9 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 2 年 6 月 16 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 3 年 6 月 15 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 7 年 6 月 24 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 11 条の会費の額に関する規定は、平成 8 年 4 月 1 日以降の入学者について適用する。

この会則は、平成 8 年 6 月 29 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 5 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 10 年度までの理事の人数は、次のとおりとする。

平成 8 年度 36 名

平成 9 年度 37 名

平成 10 年度 38 名

この会則は、平成 13 年 7 月 14 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 16 年 7 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 11 条の会費の額に関する規定は、平成 17 年 4 月 1 日以降の入学者について適用する。

この会則は、平成 18 年 7 月 8 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 28 年 7 月 9 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、令和 2 年 7 月 4 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、令和 3 年 7 月 31 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人常盤工業会のご案内と 会費納入のお願い

拝啓 山口大学（大学院）ご入学、誠におめでとうございます。これからの大学生活に夢を馳せ、希望に満ちておられることと存じます。常盤工業会からも心よりお祝いを申し上げます。

常盤工業会は、山口大学工学部及び情報学部の卒業生や在学生で構成されている同窓会組織です。皆様も入学と同時に本会の会員となりますので、より充実した学生生活を送っていただけるよう本会についてご案内申し上げます。

本会は、山口大学常盤キャンパス正門前の常盤工業会会館を拠点として、山口大学工学部及び情報学部における教育・研究の支援、講演会・講習会の開催や会誌の発行等幅広い活動を行っております。在学生の皆様に対しては、常盤工業会奨学金制度（返還不要の給付型）や企業出資型の冠支援金制度、学業および課外活動優秀者の表彰、学生の自主活動の財政支援等のほか、大学と協力して様々な支援事業を行っております。本会主催の講演会や交流会は、自己研鑽を積む場、情報交換を行う場として非常に有益ですので積極的にご活用いただきたいと思います。

上記、常盤工業会で行っているすべての事業活動は、会員の皆様に納めていただく会費により運営されています。これらの事業をさらに充実させるため、ご入学される皆様には終身会費の納入をお願いしております。皆様にはご負担をおかけすることになりますが、在学中の支援事業だけでなくご卒業後も、常盤工業会の活動に積極的にご参加いただき、生涯にわたる親睦交流、各種サービスを享受いただきたいと思います。ご出費がかさむ折、誠に恐縮ではございますが、ご協力賜りますようなにとぞよろしくお願い申し上げます。終身会費納入手続きにつきましては、次ページをご参照ください。

尚、常盤工業会の活動内容や本会のサービスを活用している学生の声を「活動の紹介」にて紹介しておりますので是非ご覧ください。また常盤工業会のホームページでも、より詳細に会の活動やサービスについて紹介していますので是非アクセスください。

敬具

令和7年11月吉日

一般社団法人 常盤工業会
会長 古林 隆司

終身会費納入方法について

常盤工業会の終身会費は 100,000 円で、入学時より一生涯の会費です。納入方法は、一括全納していただく方法と分割納入していただく方法があります。ご希望に合わせてご選択をお願いいたします。

なお、納入手続きについては、山口大学生協に委託しておりますので入学準備に必要な各種手続きサイト「Vsign」(外部サイト)にてお手続きをお願いいたします。詳細は「入学の手引Ⅲ」のほか、<https://vsign.jp/yamaguchi/extra/gakkensai> をご確認ください。

●一括納入

100,000 円を一括で納入いただく方法です。

手続きサイト「Vsign」にて「一括支払い」をご選択いただき、納入をお願いいたします。

●分割納入

1 回の払込額 12,500 円を、半年ごとに分割（計 8 回）して納入いただく方法です。

第 1 回目分は手続きサイト「Vsign」にて「分割支払い」をご選択いただき、納入をお願いいたします。第 2 回目分以降はゆうちょ銀行口座からの自動払込にて納入いただくことになります。後日、当会より必要書類をお送りいたしますので自動払込のお手続きをお願いいたします。

その他詳細は常盤工業会ホームページ <https://tokiwa-k.sakura.ne.jp/> より、
（HOME＞在学生の方へ＞在学生が納入する会費）をご参照ください。
ご不明な点は事務局までお気軽にお問い合わせください。

●注記

- ・個人情報、ご本人への通信および本会が実施する諸活動を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用することはありません。
- ・領収書は発行されませんので、各種控えの保管をお願いいたします。
- ・一旦納入された会費は返金いたしませんのでご了承ください。

【問合せ先】 一般社団法人常盤工業会 事務局

755-0039 山口県宇部市東梶返 1-10-8

TEL 0836-32-7599 FAX 0836-22-7285

E-mail tokiwa@bc.wakwak.com

<https://tokiwa-k.sakura.ne.jp/>

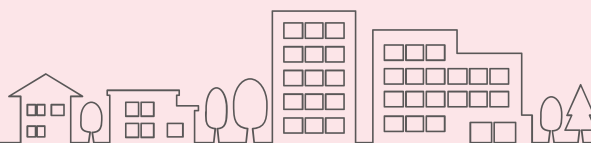


一般社団法人 常盤工業会
(山口大学工学部・情報学部同窓会)

活動の紹介

常盤工業会は学生・卒業生の諸活動を**応援**し
母校の発展と地域社会に**貢献**します

事業概要



講演会・講習会の開催

山口大学工学部及び情報学部の教育研究活動に対する支援

在学生の活動支援

会誌の発行

学術文化交流活動

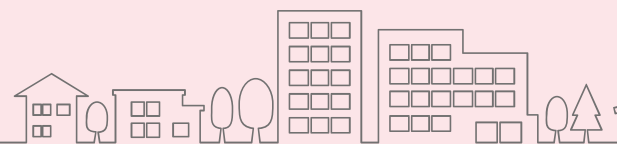
地域交流活動



一般社団法人
常盤工業会

〒755-0039 山口県宇部市東梶返 1-10-8
電話 0836-32-7599 FAX 0836-22-7285
E-mail tokiwa@bc.wakwak.com





ときわ スマート チャレンジ



学生が主体となって自らテーマを見つけ、自由な発想で取り組む活動の財政的支援を行います。

「常盤賞」の表彰



学業優秀者や課外活動優秀者を表彰します。
(対象者は常盤工業会終身会費納入者です。選考は山口大学工学部・情報学部が行います。)

「常盤祭」 支援



常盤キャンパスで開催される大学祭「常盤祭」の実施経費を支援します。

常盤 アドバンスド レクチャー



幅広い分野での技術向上を目指し、大学教員や卒業生を講師として講演会を開催します。全国どこからでも視聴できます。

留学生と 日本人との 交流活動支援



宇部近郊に在住する留学生と日本人が共に学び、交流することができる国際的な活動を行う団体等の活動に対して支援を行います。

卒業生の 活動支援



卒業生が自主的に行う活動（在学学生も参加できる講演会や勉強会、イベント等）に対して支援を行います。



常盤工業会 奨学金



返還を必要としない給付型の奨学金制度です。
(申請できる人は常盤工業会終身会費納入者です。
申請先は山口大学工学部・情報学部です。)

ワンコイン 朝食



一定期間、山口大学生協(常盤キャンパス)の食堂にて対象の朝食がワンコインで購入可能となります。山口大学生協、教育後援会、本会で経費を分担して実施します。

常盤工業会 会館施設



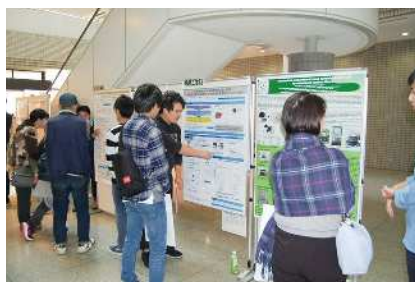
会館は常盤キャンパス正門前に位置しており、貸室(会議室・和室)、宿泊施設があります。在学生または卒業生(会費納入者)は割引料金で利用できます。

会誌「常盤」



年2回(夏・冬)発行しており、常盤工業会、常盤キャンパスの近況やトピックス、卒業生や学生の投稿記事等を紹介しています。学生の皆さんはWEB版が活用できます。

ホーム カミングデー (常盤キャンパス)



大学と共催で開催しています。卒業生、在学生、教員が常盤キャンパスに集い、交流を深める一日です。

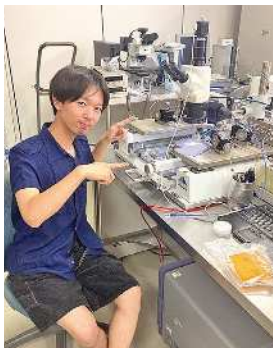
地域同窓会



国内各地に組織されている地域同窓会の会合は、各方面で活躍されている先輩後輩との情報交換の場として有益です。

学生の声

“常盤工業会奨学金” R6年度受給者



student's voice

研究活動に集中 学会発表が貴重な経験に

仁ノ木 亮祐さん (M電気電子情報系専攻1年)

※受給当時

半導体デバイスの研究活動に集中し、国内学会の発表を通じて貴重な経験を積むことができました。この経験を社会人になってからも活かしたいと思います。



student's voice

勉学に注力 留学も経験し英語力も向上

本多 隼人さん (感性デザイン工学科2年)

※受給当時

設計での模型費用や講義の教科書代に充てることができ、勉学に注力することができました。留学にも行き、英語力の向上や異文化交流など今しかできない経験をさせていただきました。

“ときわスマートチャレンジ” R7年度採択団体

student's voice

「プロジェクト R」

山口大学ロボット研究部 代表 小田 貴将さん
(機械工学科 2 年)

福岡で開催されるロボットコンテスト「九州夏ロボコン」に出場し、デザイン賞を受賞することができました。



student's voice

「Just Be Farmers」

新長州ファイブ 代表 甲斐 大駆志さん
(知能情報工学科 4 年)

特徴的な作物の栽培や、農業とITをかけた体験活動を行いました。それにより、これまでの成果を 2025 大阪関西万博で発表することができました。

